

業 務 委 託 契 約 書

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、旧境町トレーニングセンターにおける産業廃棄物の収集・運搬に係る業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、旧境町トレーニングセンターにおける産業廃棄物の収集・運搬（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託内容）

第3条 甲が、乙に委託する業務内容は、別紙「旧境町トレーニングセンターにおける産業廃棄物収集・運搬に係る業務委託仕様書」のとおりとする。

（委託料）

第4条 委託料は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税抜き）。

廃棄物種別	廃棄物の種類	予定数量	単価
産業廃棄物	廃プラスチック金属混合類	3, 4 5 0 kg	円/kg
	廃プラスチック金属混合類 （北西門付近）	5, 0 0 0 kg	円/kg
産業廃棄物 （廃家電）	冷蔵庫	2 5 台	円/台
	テレビ	2 5 台	円/台
	洗濯機	4 0 台	円/台
	上記廃家電収集運搬	9 0 台	円/台

（産業廃棄物の収集・運搬及び処分）

第5条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬（産業廃棄物）

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
許可の条件	

許可番号	
------	--

- 2 乙は、甲から委託された第4条の産業廃棄物のうち廃家電を次のとおり搬入する。

指定引き取り場所の名称	各家電4品目引取指定業者
所在地	—

- 3 甲から、乙に委託された第4条の産業廃棄物の運搬先（処分業者（予定））は、次のとおりとする。

〔産業廃棄物〕

許可番号	
事業者名	
代表者名	
施設の設置場所	

（積替え保管）

- 第6条 乙は、甲から委託された廃棄物の積替えを行わない。

（甲乙の責任範囲）

- 第7条 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から運搬の完了まで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（再委託の禁止）

- 第8条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

（義務の譲渡等）

- 第9条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（業務実施計画書の提出）

- 第10条 乙は、本契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、甲に提出する。

- 2 甲は、乙から提出のあった業務実施計画書を受理後、計画内容を精査する。

- 3 甲は、前項の業務実施計画書が適正と認められたときは、当該書類を受理した日から10日以内に、乙に対して承認した旨を通知する。

- 4 乙は、業務実施計画書の承認後、速やかに事業に着手する。

(業務実施報告書の提出)

第11条 乙は、毎月末時点での事業の実施状況について、甲が指定する期日までに業務実施報告書を甲に提出する。

(委託料の支払)

第12条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬に関する委託料は、数量に単価を乗じて得た金額に法令所定の消費税率及び地方消費税率を乗じた額（端数切捨て）を加えたものとする。

2 甲は、前条の業務実施報告書を受理したときは、業務実施報告書に基づき、必要に応じて現場確認を行い、検査を実施するものとする。

3 乙は、前項の検査に合格したときは、委託業務に関する委託料請求書を甲に提出することができる。

4 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第13条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(臨機の措置)

第14条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(解除等)

第16条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。

(4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

(5) 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

- (6) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対し違約金として契約単価に予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 乙は、甲がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約単価に予定数量を乗じ、当該金額に100分の110を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(契約の解除に伴う措置)

第18条 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行うものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(違約金等の遅延利息)

第19条 乙が、第16条第2項並びに第17条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第20条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(機密保持)

第22条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(信義則)

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県
氏名 群馬県知事 山本 一太

乙 住所

氏名